

# レポート等の剽窃（盗用）行為についての注意喚起

令和5年12月12日  
医学部教務学生委員会

## 1. 剽窃（ひょうせつ、Plagiarism、盗用）とは

剽窃（盗用）とは、講義で課されたレポート課題等を作成する際に、他人の考えや情報を出典元の表記なく使用し、自分のものとして偽ることをいいます。学術の世界ではこれは窃盗と同等と見なされ厳しく罰せられます。学生としてはもちろん、社会的にも当然してはいけない不正行為であるということを認識しておいてください。

### **剽窃とみなされる行為**

- ・他人の成果物（論文、新聞、書籍等）の一部または全部を、出典元・引用元を明記せずに自分のレポートにそのまま使用したり、前後の文章表現を変えて自分が作成したように見せること。
- ・友人が作成したレポートを書き写したり、インターネット上の文章を「コピー&ペースト（コピペ）」すること。
- ・その他、各講義担当教員が剽窃にあたるとして禁止した行為をすること。

## 2. 剽窃が発覚した場合

剽窃行為が明らかになった場合は不正行為とみなし、厳正に対処します。

## 3. 剽窃を防ぐためにどうすればいいか

他人の成果物を引用する際に、どの文献からどの部分を引用したのか、誰が見ても分かる形で明記することで、剽窃を防ぐことができます。

また、正しい引用方法・参照方法を知らずに、剽窃と疑われるレポートを作成してしまわないためにも、正しいレポート等の書き方を学び、ルールを守って自分の言葉で作成することを忘れないようにしてください。